

答申第 1203 号

諮問第 1863 号

件名：提案カードが提出された文書の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 7 年 8 月 8 日付けで行った開示請求に対し、処分庁が同月 20 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由 （略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 行政文書開示請求の受付

令和 7 年 8 月 8 日、審査請求人が愛知県警察本部情報公開窓口に来庁して多数の行政文書開示請求書を提出し、処分庁は、これを受け付けた。

このうち 1 件について、審査請求人が提出した行政文書開示請求書の請求内容は

提案カード（稲沢署署員の令和 6 年度分）が提出された文書
（請求日現在 稲沢署で保管のもの）

となっていた。

(イ) 本件請求対象文書の調査

本件請求対象文書は、記載内容に一部不備があるものの、愛知県稲沢警察署（以下「稲沢警察署」という。）が保管する行政文書のうち、稲沢警察署員が令和 6 年度中に提案として提出した「提案カード」と解された。

(ウ) 提案カードについて

提案カードとは、令和 7 年 2 月 28 日に廃止された、グループ討議及び提案の実施要領（令和 2 年務警発乙第 431 号。以下「旧通達」という。）により定められている。旧通達によって警察職員が行う、職場改善を目的としたグループ討議の結果、警察本部による改善が必要と認められる場合に、当該所属が提案カードを作成し、警察本部警務部警務課長（以下「警務課長」という。）に送付するものである。

また、これとは別に、旧通達では個々の職員が部内ホームページの投稿フォームにより直接提案を行う手続きも設けられ、この場合においては警務課長が提案カードを作成することとされている。そして、警務課長は、原則として月ごとに提案カードを取りまとめ、警察本部において処理すべきものにあつては当該業務を主管する警察本部の部の庶務を担当する課の長に、提案者の所属において処理すべきものにあつては提案者の所属長に対して送付し、提案の処理を依頼することとされている。

なお、以前は提案の処理結果について月ごとに取りまとめて提案者の所属に通知されていたが、旧通達の一部改正（令和 6 年 6 月 17 日付け）により処理結果の通知は廃止している。

このことから、稲沢警察署員提出の提案カードを稲沢警察署が保存することが想定されるのは、①稲沢警察署で行われたグループ討議の結果、警察本部による改善が必要と認められ、稲沢警察署において提案カードを作成し警察本部に送付した場合、②稲沢警察署において処理すべき内容の提案がなされ、警務課長から提案の処理を依頼された場合及び③警務課長が処理結果を稲沢警察署に通知した場合となる。

そして、令和 6 年度中に①稲沢警察署のグループ討議に基づく提案、②稲沢警察署において処理すべき提案及び③警務課長が稲沢警察署に処理結果を通知した提案はなかったことから、稲沢警察署は本件請求対象文書を管理していないものと結論付けられた。

イ 本件処分

前記ア(ウ)のとおり本件請求対象文書を管理していないため、処分庁は、条例第 11 条第 2 項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当するとして、本件処分を行った。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、過去に同種の文書の開示を受けたため今回も開示を希望する旨主張するが、本件請求対象文書の存否は上述したとおりであることから、本件請求対象文書が存在しないとする本件処分に誤りはなく、審査請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、稲沢警察署員が令和6年度中に提案として提出した提案カードであり、開示請求日時点において稲沢警察署で管理するものである。

(2) 本件請求対象文書の存否について

処分庁によれば、稲沢警察署員提出の提案カードを稲沢警察署が保存することが想定されるのは、①稲沢警察署で行われたグループ討議の結果、本部による改善が必要と認められ、稲沢警察署において提案カードを作成し警察本部に送付した場合、②個々の職員から部内ホームページの投稿フォームにより提案された内容が、稲沢警察署で処理すべき内容であるため、当該ホームページの管理者である警務課長が稲沢警察署にその提案内容の処理を依頼した場合及び③警務課長が処理結果を稲沢警察署に通知した場合であるとのことである。そして、令和6年度中にこれら①から③に係る提案はなかったことから、処分庁は本件請求対象文書を管理していないとのことである。

当審査会において処分庁に確認したところ、稲沢警察署員提出の提案カードは、「提案」ファイルにて保存されとのことである。

当審査会において、処分庁から提出された稲沢警察署情報公開窓口備付けの令和7年10月版行政文書ファイル管理簿を確認したところ、特定の年度の提案ファイルが作成されていることが確認されたものの、令和6年度提案カードに関するファイルは登載されておらず、作成されていないことが認められた。

これらのことからすれば、本件請求対象文書を管理していないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

提案カード（稲沢署署員の令和6年度分）が提出された文書
（請求日現在 稲沢署で保管のもの）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
7 . 1 1 . 1 9	諮問（弁明書の写しを添付）
8 . 6 . 1 2 (第 729 回審査会)	処分庁職員から不開示理由を聴取
同 日	審議
8 . 7 . 1 0 (第 731 回審査会)	審議
8 . 8 . 2 5	答申